

○長野原町定住促進住宅設置及び管理に関する条例

令和元年12月5日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、長野原町定住促進住宅(以下「定住促進住宅」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住促進住宅 町内に定住を希望する者に賃貸することを目的に設置した住宅及びその附帯施設をいう。ただし、他の条例で規定している賃貸住宅は除く。

(2) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に規定する収入をいう。

(名称及び位置)

第3条 定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	戸数
中原住宅	長野原町大字林956番地4、5、6	3戸
林住宅	長野原町大字林953番地4	10戸

(入居者の公募)

第4条 町長は、定住促進住宅の入居者(以下「入居者」という。)の公募をするときは、次に掲げる方法のうちいずれか1以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) チラシ
- (3) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 町の広報誌及び防災行政無線

(5) 町のホームページ及び公式アプリ

2 前項の公募に当たっては、定住促進住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 町長は、特別の事情があると認めた場合は、前条の公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができるものとする。

(入居者の資格)

第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 町内に定住する意志がある者であって、自ら居住するための住宅を必要とする者で、現に町営住宅及び特定公共賃貸住宅に入居している者でないこと。

(2) 入居後町内に住民登録ができる者であること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族(次のいずれかに該当するものに限る。以下同じ。)であること。

ア その者の配偶者(婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他姻族の予約者を含む。)

イ その者の3親等以内の血族又は2親等以内の姻族

(4) 入居を希望する者の月額の家賃収入が、当該住宅家賃の3倍以上であること。

(5) 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)を滞納していないこと。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする配偶者その他親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者資格のある者で定住促進住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込をしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から定住促進住宅の入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(入居者の選考)

第8条 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合の入居者の決定は、公開抽選により行うものとする。

(入居補欠者)

第9条 町長は、前条の規定に基づいて、入居者を選考する場合において、入居補欠者を入居の順位を付して定めることができる。

2 町長は、入居決定者が定住促進住宅に入居しないとき、又は入居者が定住促進住宅を明渡したときは、前項の入居補欠者のうちからその入居順位に従い入居者を決定することができる。

(家賃の決定及び変更)

第10条 住宅の家賃は、規則で定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があるとき。
- (2) 住宅相互の間における家賃の均衡上家賃を変更する必要があるとき。
- (3) 住宅及び附帯施設について改良を施したとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対しては、規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者が病気その他の事情により著しく経済的に困窮の状態にあるとき。
- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者に住宅使用料の納付が困難と町長が認める事由があるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第12条 町長は、入居者から入居時における3ヶ月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 町長は、敷金について、減免又は徴収の猶予は行わない。

(禁止又は制限される行為)

第13条 入居者は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

2 入居者は、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

3 入居者は、定住促進住宅の使用に当たり次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) かご、水槽等の限られた場所で飼育することができる観賞用の小鳥、魚等以外の動物(ほじょ犬を除く)を飼育すること。

(2) 前号のほか周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。

(住宅の明渡請求)

第14条 町長は、入居者が次の各号に該当する場合において、当該入居者に対し、当該住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。

(3) 定住促進住宅を故意に毀損したとき。

(4) 町内に住所を有しなくなったとき。

(5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに明け渡さなければならない。

(その他の事項)

第15条 この条例に定めるもののほか、定住促進住宅の管理に関し必要な事項は、長野原町町営住宅管理条例の規定の例による。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月4日条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月7日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。